

低入札価格調査等対応マニュアル

1 目的

低入札価格調査等対応マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（以下「要領」という。）7に定める数値的判断による失格基準の適合の判断、要領9に定める調査を実施する際の調査方法並びにその他要領に定める落札者の決定、苦情処理、低入札価格調査等に係る情報の公表、契約後の取扱いの対応方法等を定めたものである。

2 本マニュアルの適用対象

本マニュアルは、低入札価格調査制度対象工事において、入札書比較低入札調査基準価格を下回る価格で申込みをした入札者（以下「低入札価格入札者」という。）に対して適用する。なお、その適用の判断のため起工段階で要領3及び7の定めにより、以下の調書を作成するものとする。

- (1) 特定調達契約に関する建設工事（WTO協定対象工事）及び施工体制確認型総合評価落札方式対象工事
 - ① 予定価格調書（様式第1号に参考記載）
 - ② 予定価格及び低入札調査基準価格作成調書（様式第1号）
- (2) 上記(1)以外の低入札価格調査制度対象工事
 - ① 予定価格調書（様式第1号に参考記載）
 - ② 予定価格及び低入札調査基準価格作成調書（様式第1号）
 - ③ 低入札価格調査失格基準価格作成調書（様式第2号）

3 数値的判断による失格基準の適合の判断

特定調達契約に関する建設工事及び施工体制確認型総合評価落札方式対象工事以外の低入札価格調査制度対象工事において、低入札価格入札者がある場合は、要領7の定めにより、低入札価格調査失格基準価格作成調書を完成させたうえで、数値的判断による失格基準判定表（様式第3号）を作成し、別紙1数値的判断による失格判定基準に該当する場合は、要領8及び9による調査を行うことなく、要領10(1)の定めにより、失格の決定及び落札者の決定を行う。

この落札者の決定において、数値的判断失格者を除く最低価格入札者（総合評価落札方式の場合は評価値が最も高い者。以下「最低価格入札者（最高評価値者）」という。）が低入札価格入札者である場合においては、要領8及び9の調査を、本マニュアル4及び5の内容により実施するものとする。

4 調査方法

- (1) 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、入札が執行（総合評価落札方式対象工事においては評価値順位が決定）され、入札者に低入札価格入札者（特定調達契約に関する建設工事及び施工体制確認型総合評価落札方式対象工事以外の低入札価格調査制度対象工事においては数値的判断失格者を除く。）がいることが判明した時から実施することとし、可及的速やかに数値的判断失格者を除く低入札価格入札者からの調査書類の提出、低入札価格入札者のうち最低価格入札者（最高評価値者）（複数の場合は調査第1順位者、第1順位者を落札者とし、次順位者が低入札価格入札者である場合は次順位者。以下、「調査対象者」という。）からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了する。ただし、総合評価落札方式において、最高評価値者が低入札価格入札者でない場合は、最高評価値者が落札者となるため、低入札価格入札者への要領8及び9による調査は行わないものとし、本調査は実施しない。
- (2) 本調査は、下記の手順で実施するものとする。
 - ① 数値的判断失格者及び上記(1)ただし書きに該当し本調査を実施しない低入札価格入札者を除く低入札価格入札者に対し、調査書類（要領別添1 低入札価格調査制度調査様式作成要領（以下「調査様式作成要領」という。）様式1～17及び19並びに添付書類）を作成し、書類提出の通知日の翌日から起算して5日（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に入札執行者に対して、入札者の責任者等から提出するように求める。
 - ② 資料の受領後、速やか（2～3日後（休日を含まず）まで）に、本マニュアル「5 調査内容」に基づき、前項に定める調査書類の提出を求めた低入札価格入札者のうち調査対象者に事情聴取を行う。事情聴取は、入札者の責任者（支店長、営業所長等）から行う。
 - ③ 入札・検査センター以外に入札執行者は、調査に際して、入札・検査センターに調査の支援を依頼することができるものとする。
 - ④ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、必要な添付書類を提示するよう教示をした場合は、この限りでない。
 - ⑤ 設計金額の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、別途の説明資料の提出を求めることができるものとする。

5 調査内容

要領9「調査の実施」内容について、次の(1)については調査対象者に対し、また、(2)については、入札執行者が独自に、それぞれ以下により、重点的に調査を行うものとする。なお、調査の結果は、要領の様式第6号1及び2にまとめるものとする。

(1) 調査対象者に行う調査

- ① 所定の調査様式及び添付書類の提出状況 (各様式及び各添付書類)
- ② 当該価格で入札した理由 (様式1)
- ③ 積算内訳の確認 (積算内訳・経費節減額・下請予定業者、積算内訳での数値的判断による失格基準該当の有無)
(様式2-1・2、4及び各添付書類、様式2-3、3、15、16-1・2)
- ④ 手持ち工事の状況 (様式5、6-1・2及び各添付書類)
- ⑤ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 (様式7及び各添付書類)
- ⑥ 手持ち資材の状況、資材購入先 (様式8-1・2及び各添付書類)
- ⑦ 手持ち機械の状況、下請予定業者の手持ち機械の状況、機械リース元
(様式9-1・2・3及び各添付書類)
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し (様式10-1・2及び各添付書類)
- ⑨ 建設副産物の搬出地 (様式11及び各添付書類)
- ⑩ 運搬計画 (様式12及び各添付書類)
- ⑪ 品質確保体制 (様式13-1～3及び各添付書類)
- ⑫ 安全衛生管理体制 (様式14-1～4及び各添付書類)
- ⑬ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者 (様式17)
- ⑭ 経営内容 直近の決算報告書

(2) 入札執行者が独自に行う調査

- ⑮ 経営状況
- ⑯ 信用状態 (法令違反、賃金不払状況、下請代金支払遅延状況) (様式19)
- ⑰ 工事成績
- ⑱ その他必要な事項

本調査の実施に際し、以下により調査を行う。

なお、本マニュアルで定めた調査資料の提出等が行われない場合は、別紙2「低入札価格調査による失格判定基準」の1の規定に基づき、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準に該当する旨宣言し、「不適格な入札者」として要領第10に定める資格委員会に報告する旨申し述べる。

(1) 所定の調査様式及び添付書類の提出状況

所定の調査様式及び添付書類が調査様式作成要領に従い提出されているか確認し、未提出の状況を整理する。なお、未提出により確認できない内容等については、(2)以下の各項目において確認し、各項目でそれぞれ整理するものとする。

(2) 当該価格で入札した理由 (様式1)

調査様式作成要領に従い、記載されているかを確認する。

(3) 積算内訳 (積算内訳・経費節減額・下請予定業者、積算内訳での数値的判断による失格基準該当の有無) (様式2-1・2、4及び各添付書類、様式2-3、3、15、16-1・2)

「積算内訳（様式2-1、様式2-2）」について、以下の調査を行う。積算内訳は、レベル3（工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目（営繕工事にあつては工事種目、各科目、中科目及び細目に対応する項目））の工種まで記入させるものとする。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3、様式4、様式15、様式16-1、様式16-2について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、様式2-1、様式2-2、様式4に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 仕様及び数量

- ・ 数量総括表に対応する積算内訳書となっているか。
- ・ 設計図書での要求事項を理解して見積を行っているか。
- ・ 指定の数量によって積算されているか。
(数量の指定のない場合は、業者の数量による。)
- ・ 指定の工法によって施工することとしているか。
(工法指定がない場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。)

③ 資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、「資材購入予定先一覧（様式8-2）」、「機械リース元一覧（様式9-2）」等も合わせ確認し、発注者の単価に比し相当程度低いと認められるものがないか、及びその理由について確認する。必要な場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

④ 下請予定業者等との関係

下請契約を予定している場合には、「下請予定業者等一覧表（様式4）」、「施工体制台帳（様式16-1）」、「施工体系図（様式16-2）」、下請予定業者からの見積書等により、下請に係る見積額が入札金額の積算内容に正しく反映されているか確認する。

以下の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者のヒアリングを実施する。

ア 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合。

イ 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合。

ウ 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合。

⑤ 下請予定業者等との仮契約書又は契約に関する誓約書

要領4に記載した下請工事等について、記載した請負金額（代金額）による下請予定業者等との仮契約書（任意様式）又は下請予定業者等との契約に関する誓約書（様式15）が提出されているか確認する。

⑥ 積算内訳での数値的判断による費用毎の失格基準該当の有無

特定調達契約に関する建設工事及び施工体制確認型総合評価落札方式対象工事以外の低入札価格調査制度対象工事において、調査様式作成要領の様式2-1記載要領3に基づき施工に当たって必要となるすべての費用を計上することにより、入札者の申込みによる金額が契約対象工事の施工に要する費用の額を下回るときは、様式2-1記載要領8に基づきその下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上することにより、様式2-1の内訳金額が、入札時に提出した工事費内訳書の内訳金額と異なる場合は、要

領 7 (1) 数値的判断による失格基準の費用毎の失格基準の適用について再度判断するものとし、失格基準に該当する場合で、所定の率が確保できる合理的な理由説明がない場合は、別紙 2 「低入札価格調査による失格判定基準」 5 に該当するものとする。

⑦ 工事費内訳書の内訳金額による積算内訳の提出

様式 2 - 1 記載要領 3 及び 8 に基づく記載により、様式 2 - 1 の内訳金額が入札時に提出した工事費内訳書の内訳金額と異なる場合は、様式 2 - 1 及びその明細である様式 2 - 2 について、工事費内訳書の金額に対応したものが添付されているか確認する。

⑧ 一般管理費等の内訳書

「一般管理費等の内訳書 (様式 2 - 3)」が、様式 2 - 1 の明細になっているかを確認する。

⑨ 経費節減調書

様式 2 - 1 の経費節減額に記載している経費節減額について、「経費節減額調書 (様式 3)」が記載されているか確認する。なお、工事費を抑えるための具体的施策についてのみ記載するものとする。

(4) 手持ち工事の状況

「配置予定技術者名簿 (様式 5)」、「手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (様式 6 - 1)」、「手持ち工事の状況 (対象工事関連) (様式 6 - 2)」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式 5、様式 6 - 1、様式 6 - 2 について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、各様式に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 技術者の配置

- ・ 工事予定箇所に関連する技術者 (監理技術者等) について、「配置技術者等名簿 (様式 5)」の内容により、配置予定を確認し、他の手持ち工事の状況との関係を確認する。
- ・ 予定技術者については、入札公告後に入社させた者を配置していないか確認する。
- ・ 要領 5 (5) の増員配置技術者の配置が必要な場合は、増員配置技術者が記載されているか確認する。また、増員配置技術者が入札説明書等に明示した入札参加資格要件を満たす者か、当該工事に専任で配置できるかを確認する。

③ 手持ち工事

「契約対象工事付近における手持ち工事 (様式 6 - 1)」及び「契約対象工事に関連する手持ち工事 (様式 6 - 2)」の状況から間接費の節減が可能か。

(具体的には、営繕損料、現場管理費等の節減が可能であるかどうか。)

(5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

「契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との地理的関連 (様式 7)」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式 7 について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

- ② 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等をかんがみ、経費等の節減が可能かどうかを確認する。
- ③ 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

(6) 手持ち資材の状況、資材購入先

「手持ち資材の状況（様式８－１）」、「資材購入予定先一覧（様式８－２）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式８－１、様式８－２について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、各様式に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 手持ち資材の状況

「手持ち資材の状況（様式８－１）」において、手持ち資材を当該工事で活用している場合は、具体の数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

【具体例】

- ア 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品の活用をする。
- イ コンクリート用型枠等を活用する。
- ウ 安全管理資材を保有している。
- エ 契約対象工事に関連する手持ち資材の活用に優位性がある。

③ 資材購入予定先

「資材購入予定先一覧（様式８－２）」において、当該工事で使用する資材について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められるものがないか、及びその理由について確認する。必要な場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。必要な場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

- ア 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。
- イ 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
- ウ 永年にわたり取引がある。

(7) 手持ち機械の状況、下請予定業者の手持ち機械の状況、機械リース元

「手持ち機械の状況（様式９－１）」、「下請予定業者の手持ち機械の状況（様式９－２）」、「機械リース元一覧（様式９－３）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式９－１、様式９－２、様式９－３について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、各様式に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 手持ち機械の状況

「手持ち機械の状況（様式９－１）」において、当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証する書類で確認する。

【具体例】

- ア 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。

- イ 資産償却が終わっており、損料が不要となる。
- ウ 系列会社との取引、又は永年にわたり取引がある。

③ 下請予定業者の手持ち機械の状況

「下請予定業者の手持ち機械の状況（様式9-2）」において、当該工事で使用する下請予定業者の手持ち機械の状況について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められるものがないか、及びその理由について確認する。また、使用可能な管理状態にあるか確認する。必要な場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。必要な場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

- ア 使用可能な管理状態にある。
- イ 系列会社あるいは協力会社との取引である。
- ウ 永年にわたり取引がある。

③ 機械リース元一覧

「機械リース元一覧（様式9-3）」において、当該工事で使用する機械リースについて、発注者の単価に比し相当程度低いと認められるものがないか、及びその理由について確認する。必要な場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。必要な場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

- ア 系列会社あるいは協力会社からのリースが可能である。
- イ 永年にわたり取引がある。

(8) 労務者の具体的供給見通し

「労務者の確保計画（様式10-1）」、「工種別労務者配置計画（様式10-2）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式10-1、様式10-2について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、各様式に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かを確認する。

(9) 建設副産物の搬出地

「建設副産物の搬出地（様式11）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式11について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。

③ 適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。（処理価格も含む。）

(10) 運搬計画

「建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）」の内容について、

以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式12について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂の運搬等が適正に計画されているか確認する。

③ 発注者の単価に比し相当程度低いと認められるものがないか、及びその理由について確認する。必要な場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

(11) 品質確保体制

「品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）」、「品質確保体制（品質確保計画書）（様式13-2）」、「品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式13-1、様式13-2、様式13-3について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、各様式に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 様式の記載内容により、品質確保が図れる体制となっているかを確認する。

(12) 安全衛生管理体制

「安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）」、「安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）」、「安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式14-3）」、「安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（様式14-4）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式14-1、様式14-2、様式14-3、様式14-4について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、各様式に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 様式の記載内容により、安全衛生管理が図れる体制となっているかを確認する。

③ 様式14-3について、安全管理費等の仮設費の計上は不適當ではないか。（特に指定仮設についての調査は入念に行うものとする。）

(13) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

「過去に施工した同種の共工事名及び発注者（様式17）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式17について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 過去に施工した公共工事の施工体制台帳及び請負代金内訳書を2～3例提出を求め、内容について確認する。

③ 低入札受注工事の実績があれば、その低入札価格調査内容について確認する。

(14) 経営内容

直近の決算報告書で決算内容を確認する。

(15) 経営状況、信用状況、工事成績、その他必要な事項

上記(1)～(14)の項目の他、次の事項等についても調査する。なお、以下の項目については、原則、受注者には問わず、発注者自ら調査するものとする。ただし、②イ及びウについては、調査対象者からも該当があるかどうかを「賃金不払い等送検及び建設工事紛争審査会仲裁判断の実績申立書（様式19）」でも確認する。

① 経営状況

取引金融機関、保証会社等へ照会する。

② 信用状態

ア 建設業法等法令違反や契約上の基本事項違反の有無

監理技術者等が重複専任になる場合など工事施工に関して、建設業法違反の恐れのある場合、その他法令違反や契約上の基本事項違反等について確認する。

イ 賃金不払いの状況

過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けていないか等を確認する。

ウ 下請代金の支払遅延状況

過去1年以内において、中央建設工事紛争審査会及び都道府県建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断（和解的仲裁判断は除く。）が出されていないか等を確認する。

③ 工事成績

ア 県工事の過去2年間の成績

入札日から過去2年以内に県が発注した工事において、70点未満の工事成績評定を通知されていないか確認する。

また、過去2年以内に県が発注した工事において、低入札工事の受注があり、当該工事に70点未満の工事成績評定がないかを確認する。

イ 過去に施工した公共工事の成績

(13)の公共工事の工事成績評定の他、公共工事の成績について可能な範囲で確認する。

④ その他必要な事項

その他適正な工事の履行が行なわれない恐れがあると認められることがないかを確認する。

6 調査後の落札者の決定、苦情処理及び低入札価格調査等に係る情報の公表

調査結果について、別紙「低入札価格調査による失格判定基準」（以下「失格基準」という。）に該当するかどうか、又は該当するおそれがあるかどうかを判断し、要領10の定めにより、落札者の決定を行う。

また、落札者不適格とされた者の苦情処理は要領12の定めにより行う。

低入札価格調査に係る情報及び調査結果は、要領13の定めにより、その内容を佐賀県庁ホームページで公表する。

(1) 調査後の落札者の決定

① 数値的判断による失格の有無の決定後の落札者の決定

入札執行者は、数値的判断による失格基準適用工事においては、低入札価格入札者の数値的判断による失格基準の該当の有無について、課（所）内の競争入札参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）を開催し、数値的判断による失格基準判定表等について確認し、失格の有無を決定する。ただし、失格基準の該当がない場合は、課（所）内資格委員会委員長の決裁により決定できる。

○ 数値的判断による失格の有無が決定した場合は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、数値的判断による失格基準に該当する者以外で最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は評価値が最も高い者。以下「数値的判断失格者を除く最低価格入札者（最高評価値者）」という。）を落札者とする。ただし、この数値的判断失格者を除く最低価格入札者（最高評価値者）が低入札価格入札者であった場合には、5の調査を実施した後に落札者を決定する。

② 調査による失格の有無の決定後

入札執行者は、調査の結果を受け、資格委員会を開催し、調査による失格基準の該当の有無について審議し、調査対象者を落札者とするか否かを決定する。（部内資格委員会が参加資格の有無を決定した建設工事及び課（所）内資格委員会委員長が部内資格委員会に協議する必要があると認める建設工事の落札者の決定においては、課（所）内資格委員会は、事前に部内資格委員会に協議する。）

○ 入札執行者は、課（所）内資格委員会が調査対象者を落札者とすることを決定した場合には、その者を落札者とする。

○ 入札執行者は、課（所）内資格委員会が調査対象者を落札者としなないことを決定した場合には、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち数値的判断失格者を除く最低価格入札者（最高評価値者）（以下「次順位者」という。）を落札者とする。（次順位者が低入札価格入札者であった場合には、5の調査を実施し、同様の手続による。）

(2) 苦情処理

① 要領12の定めにより、入札執行者は、落札者不適格通知書を受け取った者から、提出書類の通知日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面により、不適格とされた理由の説明を求められたときは、課（所）内資格委員会において理由説明について審議し、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に回答する。（部内資格委員会が参加資格の有無を決定した建設工事及び課（所）内資格委員会委員長が部内資格委員会に協議する必要があると認める建設工事においては、事前に部内資格委員会に協議する。）

② 前項の理由説明に不服がある者は、一般競争入札については事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に佐賀県政府調達苦情検討委員会に、条件付一般競争入札については書面による通知をした日から7日（休日を含まない。）以内に書面により、佐賀県建設工事入札審査会に苦情申立を行うことができる。

(3) 低入札価格調査等に係る情報の公表

要領 1 3 の定めにより、低入札価格調査に係る情報（工事件名、落札業者、予定価格、落札価格者等）、数値的判断による失格判定内容及び低入札価格調査結果については、入札執行者は建設・技術課（入札・検査センターに調査の支援を依頼した場合は入札・検査センター経由）に報告し、建設・技術課はこの内容を佐賀県庁ホームページで公表する。

7 契約後の取扱い

本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講ずる。

(1) 監督・検査の強化

その適正な履行を確保するため、要領 1 4 に定める監督・検査の強化等を行う。

(2) 工事完了後の実績等確認

工事完了後に要領 1 5 に定める工事完了後の実績確認等を、特に次の内容について重点的に調査を行うものとする。

- ① 工事完了実績書①、実績書に対する明細書② （様式 2 0 - 1、様式 2 0 - 2）
- ② 下請代金支払状況等調査書 （様式 2 1）

(1) 監督・検査の強化

低入札調査基準価格を下回る入札を行った者が落札者となった場合には、その適正な履行を確保するため、要領 1 4 に定める内容に基づき、労務管理の強化、下請契約の確認、中間点検（中間技術検査）、施行体制の点検強化、検査監又は副検査監による工事検査を実施する。

この際、入札執行者は、施工計画書と施行体制に係る書類の内容について、事情聴取を行うものとする。

(2) 工事完了後の実績等確認

要領 1 5 に定める内容に基づき、発注機関の長は、工事完了後に低入札調査時の積算と工事完了後の実績等対比及び下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等を調査するため、「工事完了実績書①（様式 2 0 - 1）」、「実績書に対する明細書調査票②（様式 2 0 - 2）」、「下請代金支払状況等調査書（様式 2 1）」の提出を求め、請負業者から事情聴取を行うとともに、必要な場合は下請負者からも事情聴取を行うものとする。

なお、事情聴取により、必要と考えられる者に対しては、次の措置を行うとともに、その内容を建設・技術課に報告する。

- ア 口頭による嚴重注意
- イ 文書による嚴重注意
- ウ 悪質な場合は、その内容の公表

8 入札参加制限

低入札調査基準価格を下回る入札を行った者が落札者となった場合において、当該工事に係る工事成績が 7 0 点未満であった場合は、当該工事成績評定通知以降 1 ヶ月以内に公告される県発注工事への入札参加を認めない。

9 指名停止

調査書類のうち調査様式について調査対象者が提出が必要な調査様式に対し提出された記入済みの調査様式が8割未満であった場合、事情聴取に応じない場合、又は悪質な下請代金の不払いがあった場合は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の別表第2の12に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずる。

* 「佐賀県建設工事低入札価格調査制度の手続き（フロー図）」・・・別添（参考）

数値的判断による失格判定基準

項 目	内 容
対象工事	<p>特定調達契約に係る建設工事及び施工体制確認型総合評価落札方式対象工事以外の低入札価格調査制度対象工事</p>
費用毎の失格基準	<p>提出された工事費内訳書の諸経費率が次のいずれかを下回る場合は、契約の内容に適合した履行が行われないものと判断する。</p> <p>① 直接工事費 設計金額の 85 % ② 共通仮設費 設計金額の 80 % ③ 現場管理費 設計金額の 70 % ④ 一般管理費 設計金額の 40 %</p> <p>※ 上記①～④の工事内容に応じた適用区分は低入札価格調査制度事務処理要領別紙 2 のとおりとする。</p>
工事価格全体の失格基準・	<p>次の①及び②のいずれか高い額（ただし、その額が入札書比較低入札調査基準価格を上回る場合は入札書比較低入札調査基準価格）を当該入札で採用する入札書比較失格基準価格とする。（入札書比較失格基準価格に 100 分の 110 を乗じて得た額を失格基準価格とする。）</p> <p>入札価格が当該入札で採用する入札書比較失格基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行が行われないものと判断する。</p> <p>① 直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費相当額に 4 分の 3 を乗じて得た額の合算額 ※ 特殊工事等については、低入札価格調査制度事務処理要領 7 (2) ①の ア～オの額とする。</p> <p>② 入札価格が低い者から 3 者（3 者に満たない場合は当該数）の入札価格の平均価格に 10 分の 9.5 を乗じて得た額</p>

(注 1)

- 平成 31 年 4 月 1 日以後に契約を行うもので、予定契約期間の末日を令和元年 9 月 30 日以前とするものにあつては、上記表中「110」を「108」に読み替えること。

低入札価格調査による失格判定基準

項 目	内 容
1 調査書類の全部又は一部の提出がない場合	① 低入札価格調査に関する調査書類が期限までに整わない場合（提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、入札執行者が必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。）
2 調査に協力しない場合	① 事情聴取に応じない場合
3 設計仕様等に適合しない場合	① 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 ② 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
4 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	① 算出根拠が明確でない場合 ② 金額が一括計上されている場合 ③ 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合 ④ 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 ⑤ 資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 ⑥ 手持資材の確認ができない場合 ⑦ 自社機械の所属等が確認できない場合 ⑧ 監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 ⑨ 下請予定業者、資材購入予定業者、機材借り上げ予定業者等からの聴き取りにより、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に定額に設定されたことが明白である場合
5 必要費用計上後の積算内訳書が数値的判断による費用毎の失格基準に該当する場合	① 特定調達契約に関する建設工事及び施工体制確認型総合評価方式対象工事以外の低入札価格調査制度対象工事において、調査様式作成要領に基づき、施工に必要なすべての費用を計上したことにより、入札者の申込み金額が契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上した積算内訳書の内訳金額が、数値的判断による失格基準の費用毎の失格基準に該当し、かつ、所定の率が確保できる合理的な理由説明がない場合
6 建設副産物の処理が適正でない場合	① 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合 ② 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合
7 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	① 監理技術者等が重複専任になる場合など工事施工に関して、建設業法違反の恐れのある場合 ② その他法令違反や契約上の基本事項違反等がある場合
8 上記のほか、適正な工事履行がなされないと認められる場合	① 過去2年間の県工事で低入札価格調査工事の受注があり、当該工事の工事成績が70点未満の工事がある場合 ② 過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合 ③ 過去1年以内において、中央建設工事紛争審査会及び都道府県建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合。（ただし、和解的仲裁判断は除く。） ④ その他適正な工事の履行が行われない恐れがあると認められる場合

